

兵庫県環境マネジメントシステムに係る令和7年度内部監査員監査結果について

1 内部監査の目的

県では、環境率先行動計画の一層の徹底を図るため、行政における管理と運用の実態や「環境率先行動計画」の取組状況に合わせた効率性の高い独自の環境マネジメントシステムを構築・運用し、PDCA サイクルを通して環境負荷の低減に取り組んでいる。

この「環境マネジメントシステム」が適切に運用されているか、また、各所属において効率的・効果的な取組や高いパフォーマンスが確保できているか等について、点検・評価し、取組の改善を図るため、内部監査を実施している。

[内部監査の種類]

- 自己点検：全所属が実施
- 部局点検：庁舎や施設の管理（軽微なもののみ）を行う所属に対し、必要に応じ、環境推進責任者（各部局総務担当課長、総務企画室長等）が実施
- 内部監査員監査：庁舎や施設の管理を行う所属に対し、原則3年ごとに、内部監査員※が実施
（※所属における取組を着実に実施するため、所属長を補佐し、職員を指導する者（本庁の副課長等、地方機関の副所長等）

2 内部監査員監査

令和7年11月～令和8年2月に、94所属に対し内部監査員監査を実施した。監査結果は次のとおり。

(1) 区分ごとの件数

(件)

区分		不適合事項 ^{注1}		改善事項 ^{注2}	
		R7	(参考)R6	R7	(参考)R6
Plan	1-1. 環境側面		2	2	2
	1-2. 目的・目標及び実施計画			1	3
Do	2-1. 研修の実施		1	2	2
	2-2. コミュニケーション				1
	2-3. 文書及び記録の管理	1		4	3
	2-4. 運用管理				4
	2-5. 緊急事態への準備と対応				
Check	3-1. 監視及び測定			2	1
	3-2. 順守評価	1		2	1
	3-3. 取組不十分、是正予防処置	1			1
	3-4. 内部監査			1	
その他					
件数合計		3	3	14	18

(2) 不適合事項、改善事項の主なもの

[不適合事項]

- ・環境率先行動計画上の取組不十分による対応報告書（様式7-2）の未作成

[改善事項]

- ・様式の保存期限3年が守られていない
- ・研修出席者名簿の未作成
- ・3か月に1回以上の目視による簡易点検の実施記録が確認できなかった
- ・様式において番号の重複や記入誤り

(3) 取組の良い点

○省エネルギーの推進

- ・蛍光灯の更新時に、執務室・教室・自習机などから順次LED化
- ・空調の効率的運用
 - ・使用終了時刻を踏まえたタイマー設定による消し忘れ防止
 - ・フィルター掃除をこまめに実施し、省エネ運転を徹底
- ・電気・ガス・水道等の設備点検を、職員が定期的に巡回して実施

○省資源化・ペーパーレス化（ICT活用）

- ・会議資料の原則ペーパーレス化（TeamsによるWeb会議、電子決裁等）
- ・パソコンを活用した研修・情報周知の実施
- ・裏紙として使用可能な廃棄文書の回収・再利用を徹底

○廃棄物削減・整理整頓

- ・廃棄物置き場の継続的な整理整頓
- ・給食の牛乳パックリサイクルを、児童生徒も含めた全校活動として実施

○備品の長寿命化・施設管理

- ・工業科教員の協力による備品の修理を行い、長寿命化に寄与

○環境配慮行動・啓発

- ・交流ゾーンにて、SDGsや環境率先行動計画（ステップ6）の掲示
- ・トイレ内に「ペーパー1枚で十分拭ける」旨の掲示を行い、資源節約を促進
- ・職員が取り組みやすいエコバッグ・マイボトルの活用を研修で紹介

○公用車・移動に関する環境配慮

- ・公用車を電気自動車に更新
- ・月例会議や朝礼にて、公用車のエコドライブ等について継続的に周知

○改善に向けた取り組み

- ・監査で取組不十分とされた項目について、重点的に研修や掲示を実施
- ・研修未受講者へ資料を確実に配布し、情報共有の徹底を図った

注1 法律が守られていない、またはシステムに基づいた運用が行われていない等のために、環境に著しい影響を与えるかその可能性がある状況

注2 ・環境マネジメントシステムの運用からは逸脱していないが、将来的には逸脱するおそれがある状況
・よりよい効果を得ることのできる、効果的・効率的な取組を促進するための助言